

3教健第433号

令和3年8月27日

各県立学校長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応について（通知）

このことについて、本日開催された県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、別添資料のとおり福島県非常事態宣言が令和3年9月12日（日）まで延長されることが示されました。

については、県北地区、県南地区（郡山市、須賀川市、鏡石町、三春町のみ）、いわき地区及び広野町以外の県立学校については、令和3年8月18日付け3教高第746号通知の対応を同年9月12日（日）まで継続することとします。

依然として県内の感染状況は厳しい状態であることを踏まえ、学校における感染症対策を一層徹底するよう指導願います。

なお、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせします。

（事務担当 高校教育課 主幹 亀田 電話 024-521-7769）

（ 特別支援教育課 主幹 根本 電話 024-521-7779）

（ 健康教育課 主幹 鈴木 電話 024-521-7777）

福島県

新型コロナウイルス感染症

非常事態宣言 延長

(令和3年8月8日～9月12日)

福島県まん延防止等重点措置等

県内の急激な感染拡大により、病床使用率の上昇等、医療提供体制のひっ迫が深刻となっています。これ以上の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」と言う。)に基づき、以下の重点的な対策を行いますので、県民の皆様、事業者等の皆様のご協力をお願いします。

	まん延防止等重点措置			重点措置以外の区域における対応(県の独自対策)
区域	いわき市	郡山市	福島市	その他の地域 (8/22までは郡山市を含む) (8/25までは福島市を含む)
期間	令和3年 8月8日(日) ～9月12日(日)	令和3年 8月23日(月) ～9月12日(日)	令和3年 8月26日(木) ～9月12日(日)	令和3年8月8日(日) ～ 9月12日(日)
適用	特措法第31条の6 第1, 2項、 第24条第9項			特措法第24条第9項

令和3年8月27日
福島県新型コロナウイルス感染症対策本部